

令和8年度 鹿角市 保育園等入園申込み案内

令和8年4月から下記保育施設への入園を希望する児童の申し込みを受付します。

●受付期間：令和7年11月4日(火) ～ 令和7年11月28日(金)

●提出先：すこやか子育て課こども家庭応援班(福祉保健センター内)、下記保育施設

年度途中の入園希望、出生前のお子様について「仮申込」を受付しています。
令和8年度中入園を希望している方は、提出をお願いします。

①保育園…保護者が就労や病気などのため家庭でお子さんを保育できないときに、保護者に代わって保育する施設です。
入園にあたっては、**保育の必要性の認定を受ける必要があります。**

保育園名	定員	一般保育時間	延長保育時間	入所月齢	住所	電話番号
花輪さくら保育園	220	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	花輪字上中島 93	23-3445
花輪にこにこ保育園	150	7:30～18:30	～19:00	生後8週経過後	花輪字刈又 19-1	23-4602
わんぱくはうす	80	7:30～18:30	～19:00	生後8週経過後	花輪字上花輪 175-2	23-8438
毛馬内保育園	130	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	十和田毛馬内字下小路 67	35-2460
錦木保育園	80	7:30～18:30	～19:00	生後8週経過後	十和田錦木字浜田 91-1	35-2402

②認定こども園…教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。「保育」での入園の場合は、保育園と同様に**保育の必要性の認定を受ける必要があります。**

認定こども園名		定員	一般保育時間	延長保育時間	入所月齢	住所	電話番号
あおぞらこども園	保育	80	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	花輪字平元向平 30	22-4154
	教育	15	8:30～15:30	なし	3歳児～		
八幡平なかよしセンター	保育	90	7:00～18:00	～19:00	生後8週経過後	八幡平字小豆沢碓 108-1	32-2180
	教育	10	8:30～15:30	なし	3歳児～		

※「教育」の場合、土曜日の利用は出来ません。

③幼稚園…小学校以降の学習の基盤を作る遊びを大切にした教育を行う施設です。

幼稚園名	定員	保育時間	預かり保育時間	入所月齢	住所	電話番号
鹿角カトリック幼稚園	25	8:30～15:00	～17:30	満3歳～	十和田毛馬内字下小路 59-1	35-2063

※預かり保育は春・夏・冬休み期間も実施しています。

※第1・第3・第5土曜日の預かり保育は12時まで、第2・第4土曜日は休園となります。

※バス送迎(有料)があります。 **※入園申込書は、施設へ直接提出してください。**

④家庭的保育施設…家庭的保育者の自宅内専用保育室で、家庭的な環境で少人数での保育を行います。

施設名	定員	保育時間(延長時間を含む)	入所月齢	住所	電話番号
ぴよっこえん	5	7:30～18:00	生後8週経過後～2歳児	花輪字扇ノ間 93-9	23-3601
くうねゆうベビールーム	5	7:30～17:30	生後8週経過後～2歳児	十和田瀬田石字 上石野 12-3	090-6459-1277
ベビールームりんごの木 (令和8年4月開設予定)	5	7:30～18:00	生後8週経過後～2歳児	花輪字小坂 26-2 ランドハウスA棟 101号	090-9518-7913

※4月以降の入園希望を想定し、市内全施設の入園状況に応じて調整を行いますので、年度途中の転園希望はお受け出来ない場合があります。年度途中に転居や転職をお考えの方は、予め検討の上、希望する施設を選択願います。

【令和8年度クラス年齢表】

※令和8年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を過ぎてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

1.教育・保育給付認定の申請について

教育・保育の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の申請が必要です。

【教育・保育給付認定の申請について】

○保育園等の利用申込みは、教育・保育給付の認定申請を兼ねています。

○児童の認定区分により利用できる施設・事業が異なります。保育認定の場合、児童の年齢により2号と3号に分かれます。
また、保育の必要性(事由・期間等)、必要量についても認定します。

認定区分		児童の年齢	対象の世帯	利用できる主な施設
教育認定	1号認定	3歳～5歳	教育を希望する世帯	幼稚園・認定こども園
保育認定	2号認定	3歳～5歳	保育を必要とする世帯	認可保育園・認定こども園
	3号認定	0歳～2歳		認可保育園・認定こども園・家庭的保育施設

2.保育の必要性の認定等について【保育の利用を希望する場合】 ※教育を希望する世帯を除きます。

【保育の必要量について】

○2号または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分され、保護者の勤務時間や通勤時間などの状況に応じて認定します。

保育の必要量	保育園等を利用できる主な時間（施設により異なります）
保育標準時間	7:00～18:00（または7:30～18:30）までの 最大11時間
保育短時間	8:00～16:00までの 最大8時間 ※

※保育短時間の利用時間について、わんぱくはうすは7:30～15:30、八幡平なかよしセンターは8:30～16:30

ベビールームりんごの木は9:00～17:00となります。

【保育の必要性の認定について】

提出書類から保育を必要とする事由の該当状況を確認し、保育の必要性及び保育の必要量の認定を行います。

保育を必要とする事由	保育の実施期間	保育の必要量
就労	当該年度の３月３１日まで （有期雇用で契約更新予定が無い場合は、 雇用終了日の属する月まで）	月 120 時間以上 ー 保育標準時間 月 120 時間未満 ー 保育短時間
妊娠・出産	産前 8 週 ～ 産後 8 週	保育標準時間
病気・障がい	当該年度の３月３１日まで	
介護・看護等		
災害復旧		
就学・職業訓練	卒業（修了）予定日の属する月の月末まで	保育短時間
育児休業	育児休業終了まで	
求職活動 ※	原則 3 ヶ月以内	
その他	当該年度の３月３１日まで	状況に応じて決定

※ 認定期間満了月に就労先が決定していない場合、再度求職活動で入園期間更新を申し込むことができますが、定員を上回る申込がある場合は、保育を必要とする状況を点数化し、優先順位を決め、順位の高い児童から入園を決定します。

3.申込みに必要な書類

・保育の利用を希望する場合は、児童の保護者と65歳未満の同居の祖父母について、保育が必要な状況を確認するための書類の提出が必要です。①～⑧のうち該当する書類を提出してください。※同一住所で世帯分離している場合も同居とみなします。

・提出書類と事実と相違があった場合、入園(内定)を取消することがあります。

・申込み時の状況から変更があった場合は、その都度下記書類等を提出してください。

対象者		提出が必要な書類
申請者全員 【保育利用・教育利用希望世帯 共通】		☐ 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 ☐ 個人番号(マイナンバー)申告書(新規入園児童のみ。継続入園児童は不要。)
【保育利用の場合 児童の保育が必要な状況を確認するための書類 ※教育利用は不要】	①就労・育児休業 ※	☐ 就労証明書(全国統一の様式です。自営業の場合もこの様式を使用願います。) *育児休業の場合、取得期間および復職予定年月日の記載が必須です。
	②妊娠・出産	☐ 母子手帳の写し(表紙と出産予定日を記載したページ) ☐ 保育を必要としている事由申立書
	③病気・障がい	☐ 障がい者手帳の写し、診断書等(申立事項について確認出来るもの) ☐ 保育を必要としている事由申立書
	④介護・看護等	☐ 障がい者手帳の写し、介護保険証(認定済み)等の写し ☐ 保育を必要としている事由申立書
	⑤災害復旧	☐ 被災証明書 ☐ 保育を必要としている事由申立書
	⑥就学・職業訓練	☐ 就学・在学証明書(原本)または学生証の写し ☐ 職業訓練を受講していることが分かる書類 ☐ 保育を必要としている事由申立書
	⑦求職活動	☐ 求職証明書 ☐ 就労予定申立書
	⑧その他	☐ 保育を必要としている事由申立書 ☐ 申立事項を確認できる書類

※有期雇用で契約更新の予定がない場合、雇用が終了する月中に、その時点で該当する状況を確認するための書類を提出してください。

※就労時間が月 120 時間未満の場合で、終業時間や移動時間等の都合により標準時間の保育を希望する場合は、就労証明書の余白に必要となる状況を記入の上、提出願います。

※育児休業からの復職(就労開始)による入園申込みの場合、復職年月日の概ね2週間前から慣らし保育期間を含めた利用を認定することができます。ただし、慣らし保育期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとの入園申込みが必要です。

※育児休業中の保育利用…保護者の妊娠・出産の期間中も保育園等を利用している児童であって、保護者の育児休業中も継続して利用する場合に限ります(育児休業に係る児童の兄弟等)。

4.広域入所について

「広域入所」とは、保護者の仕事の都合や里帰り出産等により、他市町村の保育施設へ入所できる制度です。

○鹿角市にお住まい(住民票がある)で他市町村の施設への入園を希望される場合
本市から希望施設のある市町村へ入園について協議を行いますので、希望する施設の所在、名称をご確認の上、すこやか子育て課 ことも家庭応援班へ入園申込を行ってください。

○他市町村にお住まい(住民票がある)で本市の施設への入園を希望する場合
お住まいの市町村に申し込みしていただくことになりますので、詳細はお住まいの市町村へお問合せください。
なお、利用開始希望日までに本市への転入を予定されている場合は、本市へ直接入園申込書を提出いただくことになりますが、事前にご相談ください。

5.入園前に準備するもの

入園前に準備するものの一例は以下のとおりです。施設により異なりますので、各施設で依頼されたものをご準備ください。					
	0～2 歳児	3～5 歳児		0～2 歳児	3～5 歳児
おむつ	○		靴(屋外用)	○	○
着替え一式	○	○	靴(屋内用)		○
ビニール袋	○		掛・敷布団	○	○
絵本バッグ	○	○	バスタオル	○	○
タオル入れバッグ	○	○	帽子		○
通園バッグ	○	○	箸		○
水筒		○	歯ブラシ・コップ		○
おしぼり	○	○	ハンカチ		○

6.申込みから利用までの流れについて

★4月1日からの利用開始の場合		
申込書提出	令和 7 年 11 月中	【受付場所】 市内各保育施設 または すこやか子育て課
↓		
書類審査	令和 7 年 12 月	○提出書類の調査・確認を行います。 ○保育の利用を希望する世帯の場合、保育の必要性を認定します。
↓		
選考会議	令和 8 年 1 月下旬	○入園希望者が該当施設の定員を超える場合は、保育を必要とする状況を点数化し、優先順位を決め、順位の高い児童から入園を決定します。
↓		
入園承諾	令和 8 年 2 月上旬	○利用承諾書を送付します。 新規入園児童に対し、入園説明会等のご案内を同封しております。ご確認ください ようお願いします。

★4月1日以降(年度途中)の入園希望について★

・入園を希望する月の前月上旬頃に、入園調整結果をお知らせします。

・出生前または在宅保育中のお子様などで年度途中の入園を予定している場合は、11 月 28 日(金)までに「仮申込書」の提出をお願いします。(育児休業からの復職日が決まっている場合は、「3.申込みに必要な書類」を提出してください)

※仮申込書の提出がない場合、希望する施設に入園できない場合があります。

7.その他

○医療的ケアを必要とする児童の保育園等の利用について
本市では、日常生活において医療的なケアを必要としている児童の保育園等の利用希望がある場合に、適切な保育環境を整え、安全に受入れを行うことを目的に、「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を定めております。
利用を希望している方に対し、同ガイドラインに基づく手続き等についてご案内しておりますので、下記窓口までお問い合わせください。

【担当窓口・お問い合わせ】
〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50(鹿角市福祉保健センター内)
健康福祉部 すこやか子育て課 ことも家庭応援班 TEL:0186(30)0235